

危険なブロック塀をなくしましょう

撤去工事費の**最大15万円**を補助



イラスト出典：「あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！」（一般財団法人 日本建築防災協会）

◆ 補助の対象となるもの

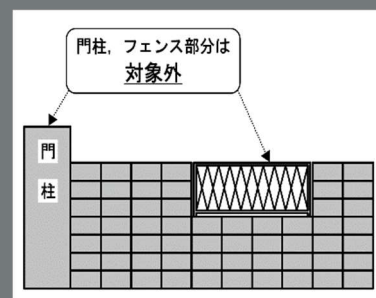
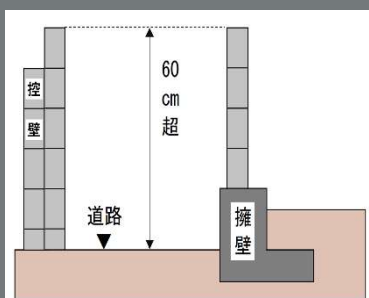
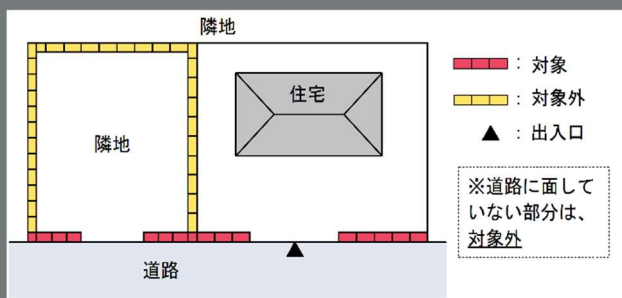
【種類】

補強コンクリートブロック造、コンクリートブロック造、れんが、石など組積造による塀

【高さ】

高さが60センチメートルを超えるもの

※ 対象となる塀を高さが60センチメートル以下になるよう一部撤去し、安全性が確保できる場合には補助の対象となりますので、ご相談ください。



事業背景

平成30(2018)年の大阪北部地震では、ブロック塀が倒れて登校中の児童が犠牲になりました。危険なブロック塀等を放置すると、それが地震のときに倒壊して、人に危害を及ぼすだけでなく、避難や救助の妨げになり、周辺の方々に迷惑をかけてしまいます。

ブロック塀等の倒壊による事故を繰り返さないために、既存の塀を安全点検し、分からないことや危険と思われるときは、専門家に相談して撤去するなど、**危険なブロック塀等**をなくしましょう。

申請者の要件

- ▼ 対象となる塀等の所有者
- ▼ 市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税）の未納がないこと
- ▼ 暴力団員ではないこと、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

補助の要件

次の条件をすべて満たし、倒壊のおそれのあるもの

- ▼ 国道、県道、市道、市管理道路、ひたちなか市地域防災計画による緊急輸送道路、津波ハザードマップで示す主な避難路に面するもの
- ▼ 敷地の販売を目的とする撤去でないこと
- ▼ 過去に市から補助金または補償を受けたものでないこと



補助金額

予算の範囲内とし、次によるいずれか低い額（最大15万円）

- ▼ 補助対象経費*（消費税及び地方消費税の相当額を除く）× 2/3
 - ▼ 撤去するブロック塀等の延長（m）× 14,000円 × 2/3
- * 仮設工事、解体工事、廃棄物運搬・処分及び整地に係る費用、その他必要と認める経費

申請の手続

- 申請期間（申請前に事前相談を受け付けていますので、まずにご相談ください）
令和6年5月15日（水）～11月29日（金）（土・日・祝祭日を除く）
※ その期間内であっても、予算の範囲を超えた場合に、受付を終了することがあります。
- 申請方法
申請書類を建築指導課に提出してください。
- 申請書類
市ホームページからダウンロードするか、または建築指導課で配付します。



【問合せ先】ひたちなか市 都市整備部 建築指導課（本庁舎3階）

☎ 029-273-0111（代表） 内線1353, 1354

【受付時間】 午前8時30分～正午／午後1時～5時15分
（土・日・祝祭日・年末年始を除く）